平成27年度 滝川市地域防災計画の主な改訂点

- 1. 災害対策本部組織図について組織改編により改訂 第2章(防災組織) [20ページ]

 - ·経済部長→産業振興部長 ·農政部長→産業振興部次長

 - ・土木課主幹⇒土木課長・都市計画課主幹⇒都市計画課長補佐
- 2.「非常」又は「緊急」電話の廃止 第3章(災害情報通信計画)〔34ページ〕 NTT (102番) の廃止により、「88」ダイヤルに改訂した。
- 第3章(災害情報通信計画)[38ページ] 3. 要配慮者利用施設の追加 「近藤医院」と「そらち乳腺・肛門外科クリニック」を追加した。
- 4. 水位観測所の基準水位を改訂 第4章(災害予防計画) [59ページ] 北海道開発局の所管する基準水位が平成27年8月21日より変更となったことから改訂した。
 - ・奈井江大橋 はん濫危険:20.10m→20.00mへ
 - 橋本町 避難判断: 26. 20m⇒26. 50m へ はん濫危険: 26. 80m⇒27. 00m へ
 - 納内 観測所位置の修正:納内橋⇒8区の1へ
 - 赤平 避難判断:48.70m⇒47.70mへ はん濫危険:49.50m⇒48.30mへ
- 5. 石狩川洪水予報の発表基準の改訂 第4章(災害予防計画) [61ページ] 石狩川及び空知川基準点の水位が平成27年8月21日より変更となったことから改訂した。

・橋本町 避難判断: 26.20m⇒26.50m へ はん濫危険:26.80m⇒27.00mへ ・赤平 避難判断:48.70m→47.70mへ はん濫危険:49.50m→48.30mへ

- 6. 河川水位観測所の基準水位の改訂 第4章(災害予防計画) [75ページ] 石狩川及び空知川基準点の水位が平成27年8月21日より変更となったことから改訂した。
- 7. 施設の耐震化による指定緊急避難場所の改訂 第5章(災害応急対策計画)[105ページ]
 - ・江陵中学校を地震における指定緊急避難場所として追加した。
 - ・滝川市スポーツセンター第2体育館を地震における指定緊急避難場所として追加した。
- 8. 広域避難場所の管理者の改訂 第5章(災害応急対策計画)[107ページ] 組織改編により、「経済部」から「産業振興部」へ変更となったことから改訂した。

(滝川市 総務部 総務課 防災危機対策室)